

三重県議会における選挙区及び定数の見直しの経緯

(1) 平成 11 年 5 月～平成 12 年 3 月：選挙区調査特別委員会による検討
⇒ 条例の改正（定数 55 人→定数 51 人）

【概要】（条例案の提案理由を基に作成）

- ・ 近年の厳しい社会経済情勢のもと、地方行財政改革が強く求められている中、議会も自らの判断と努力により議員定数の更なる削減を行い、その姿勢を示すため、議員定数を 55 人から 51 人に改める等所要の整備を行う条例改正案が賛成多数で可決される。

【参考資料】

- ①選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成 12 年 3 月 21 日 本会議) <1 頁>
- ②提出された条例案 <2 頁>
- ③討論(平成 12 年 3 月 21 日 本会議) <3 頁>

(2) 平成 15 年 4 月：県議会議員選挙の執行（定数 51 人）

(3) 平成 17 年 2 月～平成 18 年 2 月：選挙区調査特別委員会による検討
⇒ 条例の改正（定数 51 人は据え置き、選挙区を見直し）

【概要】（条例案の提案理由を基に作成）

- ・ 市町村合併の進展に伴い、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改定する等所要の整備を行う条例改正案が全会一致で可決される。

【参考資料】

- ④選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成 18 年 2 月 20 日 本会議)
<4 頁-5 頁>
- ⑤提出された条例案 <6 頁-7 頁>

(4) 平成 19 年 4 月：県議会議員選挙の執行（定数 51 人）

(5) 平成 23 年 4 月：県議会議員選挙の執行（定数 51 人）

(6) 平成 25 年 1 月～平成 26 年 5 月：選挙区調査特別委員会による検討
⇒ 条例の改正（定数 51 人→定数 45 人）

【概要】（条例案の提案理由を基に作成）

- ・ 県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を 51 人から 45 人に改める等所要の整備を行う条例改正案が賛成多数で可決される。（可決された条例に基づく選挙区及び定数の図については、別紙 1 参照）

【参考資料】

- ⑥「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）」に対する意見募集の結果について <8 頁及び 62 頁-63 頁>
- ⑦選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成 26 年 5 月 16 日 本会議）
<9 頁-11 頁>
- ⑧提出された条例案 <12 頁>
- ⑨討論（平成 26 年 5 月 16 日 本会議） <13 頁-19 頁>

(7) 平成 27 年 4 月：県議会議員選挙の執行（定数 51 人）

(8) 平成 28 年 5 月～平成 30 年 2 月：選挙区調査特別委員会での検討
⇒ 合意が得られず、委員会を廃止

【概要】（委員長報告を基に作成）

- ・ 前回の選挙区調査特別委員会の委員長報告（平成 26 年 5 月）において、今後の国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員のもとでも引き続いて、1 票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の検証などを行っていく必要があるとの附帯事項を受けて、平成 28 年 5 月に設置。
- ・ 設置以降 33 回の委員会を開催し、様々な観点からの委員間討議を重ね、平成 29 年 12 月の委員会において、県南部地域の課題解決のために、南部地域の定数を増加させる委員長案を提示。
- ・ しかしながら、委員会として合意を得るのは困難と判断せざるを得ない状況になり、平成 30 年 2 月の本会議において、特別委員会の廃止を決定。

【参考資料】

- ⑩選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成 29 年 5 月 18 日 本会議） <20 頁>
- ⑪「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見募集及び e モニターの結果概要 <21 頁及び 64 頁-77 頁>
- ⑫選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成 30 年 2 月 19 日 本会議） <22 頁>
- ⑬討論（平成 30 年 2 月 19 日 本会議） <23 頁-24 頁>

(9) 平成 30 年 2 月～平成 30 年 3 月：議員提出条例（定数 51 人）の提出・可決
⇒ 条例の改正（定数 45 人→定数 51 人）

【概要】（条例案の提案理由を基に作成）

- ・ 平成 30 年 2 月に、議員提出により、県内の選挙区間における地域間の均衡の調整を図るため、議員定数を 45 人から 51 人に改める等所要の整備を行う条例改正案が提出され、同年 3 月の本会議において賛成多数で可決される。（可決された条例に基づく選挙区及び定数の図については、別紙 2 参照）

【参考資料】

- ⑭提出された条例案 <25 頁>
- ⑮提案説明（平成 30 年 3 月 5 日 本会議） <26 頁>
- ⑯総務地域連携常任委員会 委員長報告（平成 30 年 3 月 22 日 本会議）
<27 頁-28 頁>
- ⑰討論（平成 30 年 3 月 22 日 本会議） <29 頁-40 頁>

(10) 平成 30 年 6 月～平成 30 年 9 月：議員提出条例（定数 45 人）の提出・否決

【概要】（条例案の提案理由を基に作成）

- ・ 平成 30 年 6 月に、議員提出により、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を 51 人から 45 人に改める等所要の整備を行う条例改正案が提出されたが、同年 9 月の本会議において賛成少数で否決される。

【参考資料】

- ⑱提出された条例案 <41 頁>
- ⑲提案説明（平成 30 年 7 月 24 日 本会議） <42 頁-44 頁>
- ⑳議案質疑（平成 30 年 7 月 24 日 本会議） <45 頁-52 頁>
- ㉑総務地域連携常任委員会 委員長報告（平成 30 年 9 月 14 日 本会議） <53 頁>
- ㉒討論（平成 30 年 9 月 14 日 本会議） <54 頁-61 頁>

(11) 平成 31 年 4 月：県議会議員選挙の執行（定数 51 人）

(12) 令和元年 6 月：「選挙区及び定数に関する在り方調査会」の設置を議決